

名古屋市公報	令和 2年 6月24日		第58号
	発行所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246	
	編集兼 発行人	名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室) (第91号)	5
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する等の規則	(総務・行政改革推進室) (第92号)	7
告 示		
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課) (第389号)	8
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第390号)	9
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課) (第391号)	10
○ 有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第392号)	11
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課) (第393号)	12
達		
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第39号)	14
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第40号)	16
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第41号)	17
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室) (第42号)	20
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第14号)	21
公 告		
○ 農業委員会総会の開催公告	(農業委員会)	37

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第91号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整を実施するため、防災危機管理局に主幹（新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整）を設置すること等に伴い、規定を整備します。（第 2 条及び第 9 条関係）

2 施行期日

令和 2年 6月18日から施行します。

○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する等の規則（第92号）

1 改正内容

(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）の一部改正及び名古屋市中央卸売市場業務条例（昭和47年名古屋市条例第 2 号）の全部改正に伴い、名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の規定を整備します。（名古屋市事務分掌条例施行細則第 2 条関係）

(2) 卸売市場法の一部改正並びに名古屋市中央卸売市場業務条例及び名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第44号）の全部改正に伴い、名古屋市中心卸売市場に属する市場の長委任規則（昭和47年名古屋市規則第51号）を廃止します。

2 施行期日

令和 2年 6月21日から施行します。

達 の あ ら ま し

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第39号）

1 改正内容

新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整を実施するため、防災危機管理局危機対策室に主査（新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調

整)を設置し、国によるひとり親世帯への臨時特別給付金の支給事務を実施するため、子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室に主査(ひとり親世帯臨時特別給付金)を設置することに伴い、規定を整備します。
(第 1条関係)

2 施行期日

令和 2年 6月18日から施行します。

○ 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程(第40号)

1 改正内容

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一部改正及び名古屋市中心卸売市場業務条例(昭和47年名古屋市条例第 2号)の全部改正に伴い、規定を整備します。(第 1条関係)

2 施行期日

令和 2年 6月21日から施行します。

○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程(第41号)

1 改正内容

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一部改正及び名古屋市中心卸売市場業務条例(昭和47年名古屋市条例第 2号)の全部改正に伴い、規定を整備します。(第 3条、第 4条及び第 5条関係)

2 施行期日

令和 2年 6月21日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程(第42号)

1 改正内容

卸売市場法(昭和46年法律第35号)の一部改正並びに名古屋市中心卸売市場業務条例(昭和47年名古屋市条例第 2号)及び名古屋市中心卸売市場業務条例施行細則(昭和47年名古屋市規則第44号)の全部改正に伴い、規定を整備します。(別表第 2関係)

2 施行期日

令和 2年 6月21日から施行します。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 17 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第91号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 子ども青少年局 子ども未来企画部 子ども未来企画室の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

（6）ひとり親世帯への臨時特別給付金に関すること。

第 9 条 第 1 項の表防災危機管理局の項中

「

危機対策に係る総合調整	1 局長の指定する災害対策本部等の運営の総括に関する事。	1
	2 局長の指定する防災訓練に関する事。	
	3 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。	
	4 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関する事。	

を

」

「

危機対策に係る総合調整	1 局長の指定する災害対策本部等の運営の総括に関する事。	1
	2 局長の指定する防災訓練に関する事。	
	3 危機発生時の対応に係る関係機関及び団体との連携の推進に関する事。	
	4 危機発生時の対応に係る人材育成の総合的な推進に関する事。	
新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整	1 新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整に関する事。	1

に改める。

」

附 則

この規則は、令和2年6月18日から施行する。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 2 年 6 月 19 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第92号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する等の規則

(名古屋市事務分掌条例施行細則の一部改正)

第 1 条 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 経済局商業・流通部市場流通室の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とする。

(名古屋市中心卸売市場に属する市場の長委任規則の廃止)

第 2 条 名古屋市中心卸売市場に属する市場の長委任規則（昭和47年名古屋市規則第51号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

名古屋市告示第 389号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 2年 6月16日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和元年 8月16日 31指令住開指第 104号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市天白区福池二丁目 389番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

愛知県豊橋市白河町 100番地

サーラ住宅株式会社

代表取締役 山口信仁

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 390号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 2年 6月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 形質変更時要届出区域に指定する土地

名古屋市中川区露橋町32番 1の一部、32番 2の一部及び33番 3の全部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 391号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく措置管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を指定します。

令和 2年 6月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市千種区宮東町 1番の一部

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 講ずべき汚染の除去等の措置

地下水の水質の測定

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 392号

有料公園施設の供用月日及び供用時間の変更について

令和 2年名古屋市告示第 301号により変更しました有料公園施設の供用月日及び供用時間について、次のとおり変更しますので告示します。

令和 2年 6月17日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

プール（日光川公園）及び駐車場（日光川公園）

2 変更内容

令和 2年 7月 4日から同年 9月 6日までを供用しない日にする。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第393号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和2年6月19日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域

昭和区及び瑞穂区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除くものとします。

3 実施の期日

令和2年7月20日から同年7月28日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとします。

4 実施の場所

名古屋市工業研究所

ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

防災危機管理局

子ども青少年局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月17日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機対策室 危機対策係 （略） 主 査（情報・啓発） （1）～（6） （略） （略） 子ども青少年局 （略） 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 （1）～（5） （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機対策室 危機対策係 （略） 主 査（情報・啓発） （1）～（6） （略） <u>主 査（新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整）</u> <u>（1）新型コロナウイルス感染症対策に係る総合調整に関すること。</u> （略） 子ども青少年局 （略） 子ども未来企画部 子ども未来企画室 子ども未来企画係 （1）～（5） （略）

<u>(6)～(8)</u> (略) (略) 主 査 (子育て世帯への臨時特別給付金) (1) (略) (略)	<u>(6) ひとり親世帯への臨時特別給付金に 関すること。</u> <u>(7)～(9)</u> (略) (略) 主 査 (子育て世帯への臨時特別給付金) (1) (略) 主 査 (<u>ひとり親世帯臨時特別給付金</u>) <u>(1) ひとり親世帯への臨時特別給付金に 関すること。</u> (略)
--	--

附 則

この達は、令和2年6月18日から施行する。

名古屋市達第40号

経 済 局

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月19日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 経 済 局 （略） 商業・流通部 （略） 市場流通室 市場流通係 (1)～(6) （略） <u>(7) 中央卸売市場運営協議会及び市場取引委員会に関すること。</u> <u>(8)</u> （略） （略）	第1条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 （略） 経 済 局 （略） 商業・流通部 （略） 市場流通室 市場流通係 (1)～(6) （略） <u>(7)</u> （略） （略）

附 則

この達は、令和2年6月21日から施行する。

経 済 局
中央卸売市場本場
中央卸売市場北部市場
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）
の一部を次のように改正する。

令和 2 年 6 月 19 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。 管 理 課 庶 務 係 (1)～(3) （略） (4) 土地、建物その他施設の使用指定、 使用許可及びその取消しに関するこ と。 (5) 関連事業者の許可及びその取消し並 びに業務の指導及び監督に関すること （商業・流通部市場流通室の主管に属 する検査を除く。）。 (6)・(7) （略） （略） 業 務 課 業 務 係 (1) 仲卸業者の業務許可及びその取消し 並びに認可に関すること。 (2) （略）	第 3 条 （略） 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項 は、次のとおりとする。 管 理 課 庶 務 係 (1)～(3) （略） (4) 土地、建物その他施設の使用許可及 びその取消しに関すること。 (5) 関連事業者の業務の指導及び監督に 関すること（商業・流通部市場流通室 の主管に属する検査を除く。）。 (6)・(7) （略） （略） 業 務 課 業 務 係 (1) （略）

(3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(4)～(9) (略)
(略)

第4条 (略)

2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

庶 務 係

(1)～(3) (略)

(4) 土地、建物その他施設の使用指定、使用許可及びその取消しに關すること。

(5) 関連事業者の許可及びその取消し並びに業務の指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(6)・(7) (略)
(略)

業 務 課

業 務 係

(1) 仲卸業者の業務許可及びその取消し並びに認可に關すること。

(2) (略)

(3) 卸売業者、仲卸業者及び売買参加者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(4)～(9) (略)
(略)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

業 務 係

(1)・(2) (略)

(3) 土地、建物その他施設の使用指定、

(2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(3)～(8) (略)
(略)

第4条 (略)

2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

庶 務 係

(1)～(3) (略)

(4) 土地、建物その他施設の使用許可及びその取消しに關すること。

(5) 関連事業者の業務の指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(6)・(7) (略)
(略)

業 務 課

業 務 係

(1) (略)

(2) 卸売業者、仲卸業者その他の市場において売買取引を行う者に対する売買取引、決済その他の業務についての指導及び監督に關すること（商業・流通部市場流通室の主管に属する検査を除く。）。

(3)～(8) (略)
(略)

第5条 (略)

2 (略)

3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。

管 理 課

業 務 係

(1)・(2) (略)

(3) 土地、建物その他施設の使用許可及

使用許可及びその取消しに関する こと。 (4) (略) (5) 卸売業者及び売買参加者に対する 売買取引、決済その他の業務につ いての指導及び監督に関するこ と（商業・流通部市場流通室の 主管に属する検査を除く。）。 (6)・(7) (略) (8) 関連事業者の<u>許可及びその取消し並 びに業務の指導及び監督に関す ること</u>（商業・流通部市場流通 室の主管に属する検査を除く。 ）。 (9)～(11) (略) (略)	びその取消しに関すること。 (4) (略) (5) 卸売業者その他の市場において <u>売買取引を行う者（仲卸業者を除く。）</u> に対する売買取引、決済その他 の業務についての指導及び監督 に関すること（商業・流通部市 場流通室の主管に属する検査 を除く。）。 (6)・(7) (略) (8) 関連事業者の業務の指導及 び監督に関すること（商業・流 通部市場流通室の主管に属す る検査を除く。）。 (9)～(11) (略) (略)
--	--

附 則

この達は、令和2年6月21日から施行する。

経 済 局
中央卸売市場本場
中央卸売市場北部市場
中央卸売市場南部市場

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月19日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第2 経済局中央卸売市場本場、中央卸売市場北部市場及び中央卸売市場南部市場の長の項第1号中「第4条第2項、第18条第1項及び第3項、第21条、第22条第1項から第3項まで、第23条第1項及び第4項、第24条第1項第1号、第5号及び第2項、第29条、第32条、第35条第1項第2号及び第4項、第45条第1項及び第2項、第46条第1項及び第2項、第62条、第66条、第68条第1項及び第2項、第70条から第72条の2まで、第72条の3第2項及び第4項、第72条の7、第72条の8、第72条の9第2項及び第4項、第73条並びに別表第2番号6の項」を「第6条、第7条第1項ただし書及び第2項ただし書、第13条第1項第1号及び第5号並びに第2項、第14条、第27条並びに第28条」に、「第3条、第14条、第23条第1項、第38条第2項、第48条第2項、第61条の4、別表第1備考及び別表第2備考」を「第9条第2号、第11条、別表第2備考第2項及び別表第3備考第3項」に改める。

附 則

この達は、令和2年6月21日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第14号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、令和2年6月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

令和2年6月16日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
令和2年7月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字・丁目	摘 要	
港区	秋葉一丁目		一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	新茶屋一丁目		〃	〃
	新茶屋二丁目		〃	〃
	畑中一丁目		〃	〃
	畑中二丁目		〃	〃
	藤高二丁目		〃	〃

	六軒家		〃	〃
南区	白雲町		〃	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
守山区	大牧町		〃	北区米が瀬町 名古屋市上下水道局 守山水処理センター
	下志段味	唐曾 東新外 東新田	〃	〃
	苗代一丁目		〃	〃
	中志段味	可良素 申新 田 湿ヶ	〃	〃
	元郷一丁目		〃	〃
天白区	天白町	平針・黒石	〃	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	平針南三丁目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

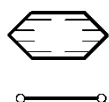
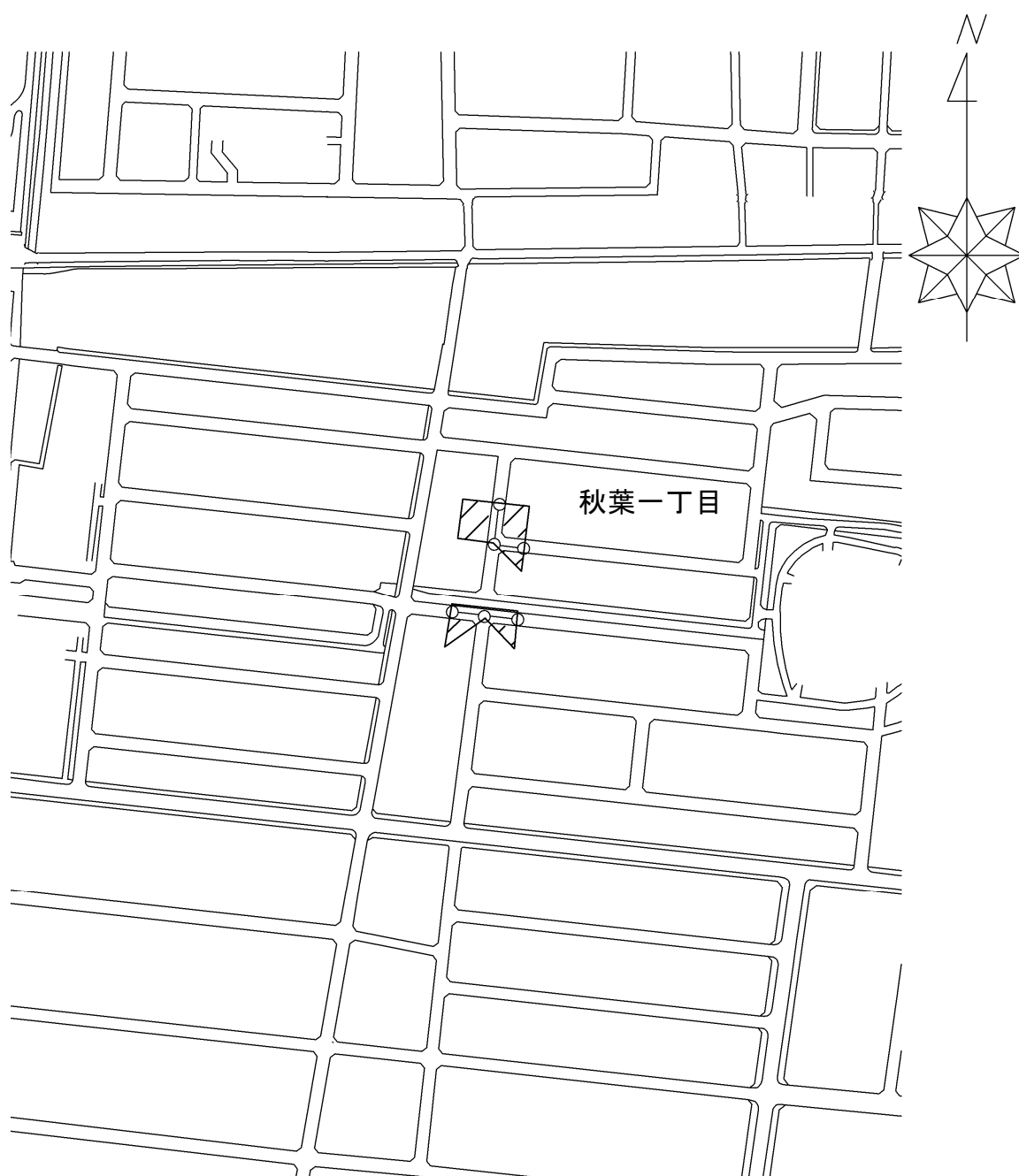
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	南区 守山区（大牧町）
分流式	港区 守山区（大牧町を除く。） 天白区

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

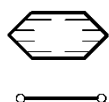
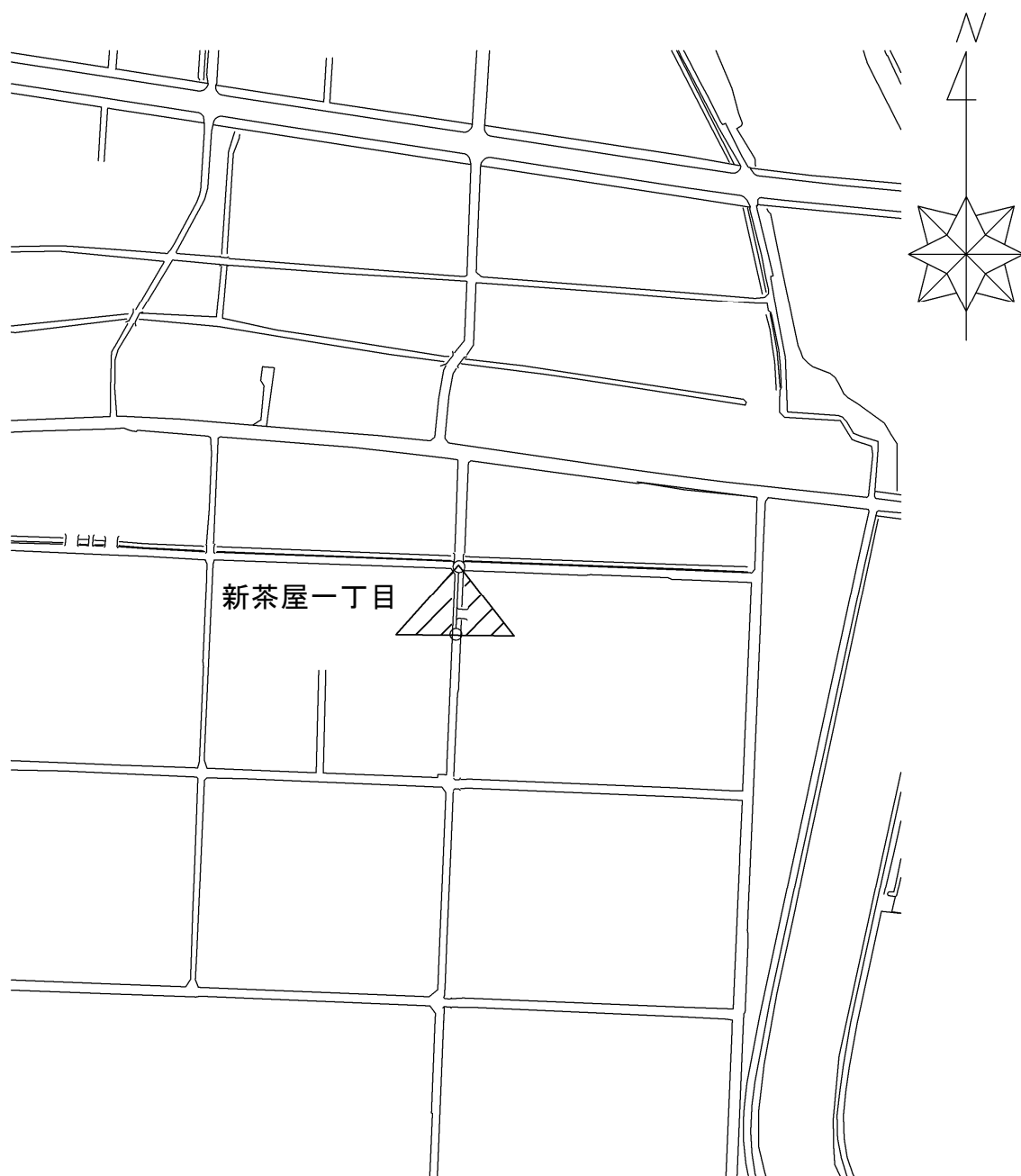


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2

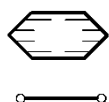
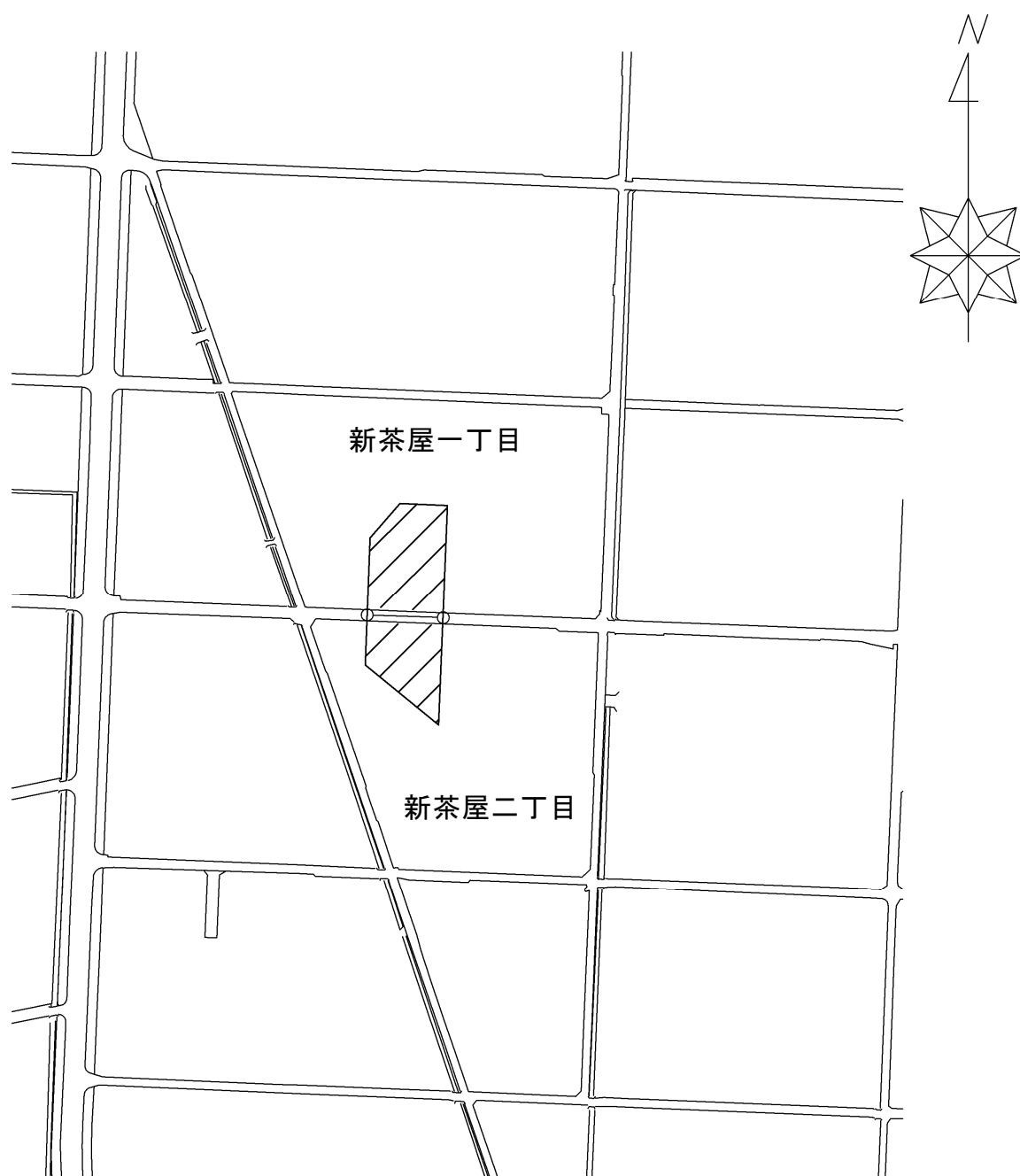


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

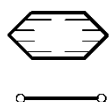
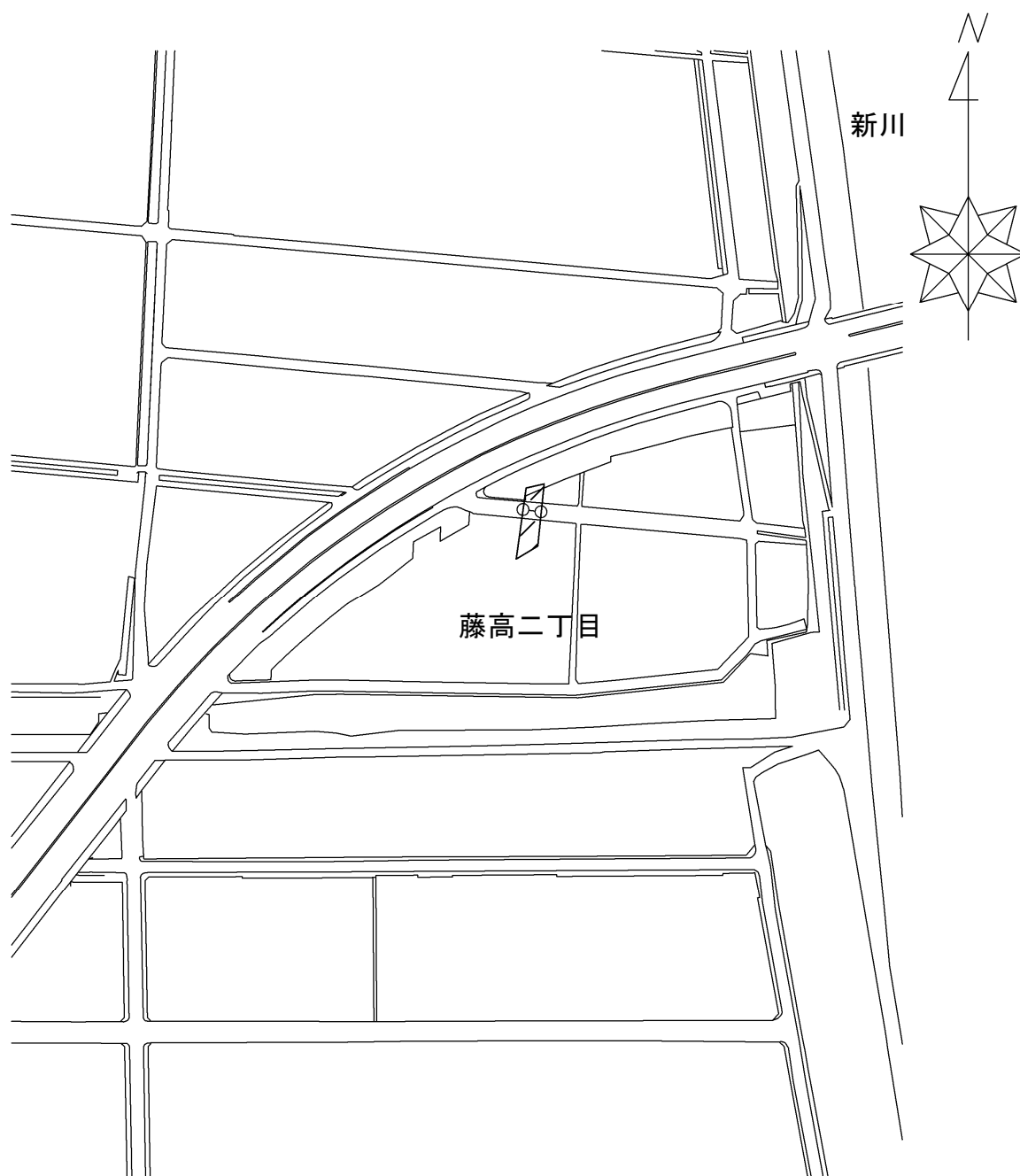
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 4



排水施設の位置図

港区（分流式）No. 5

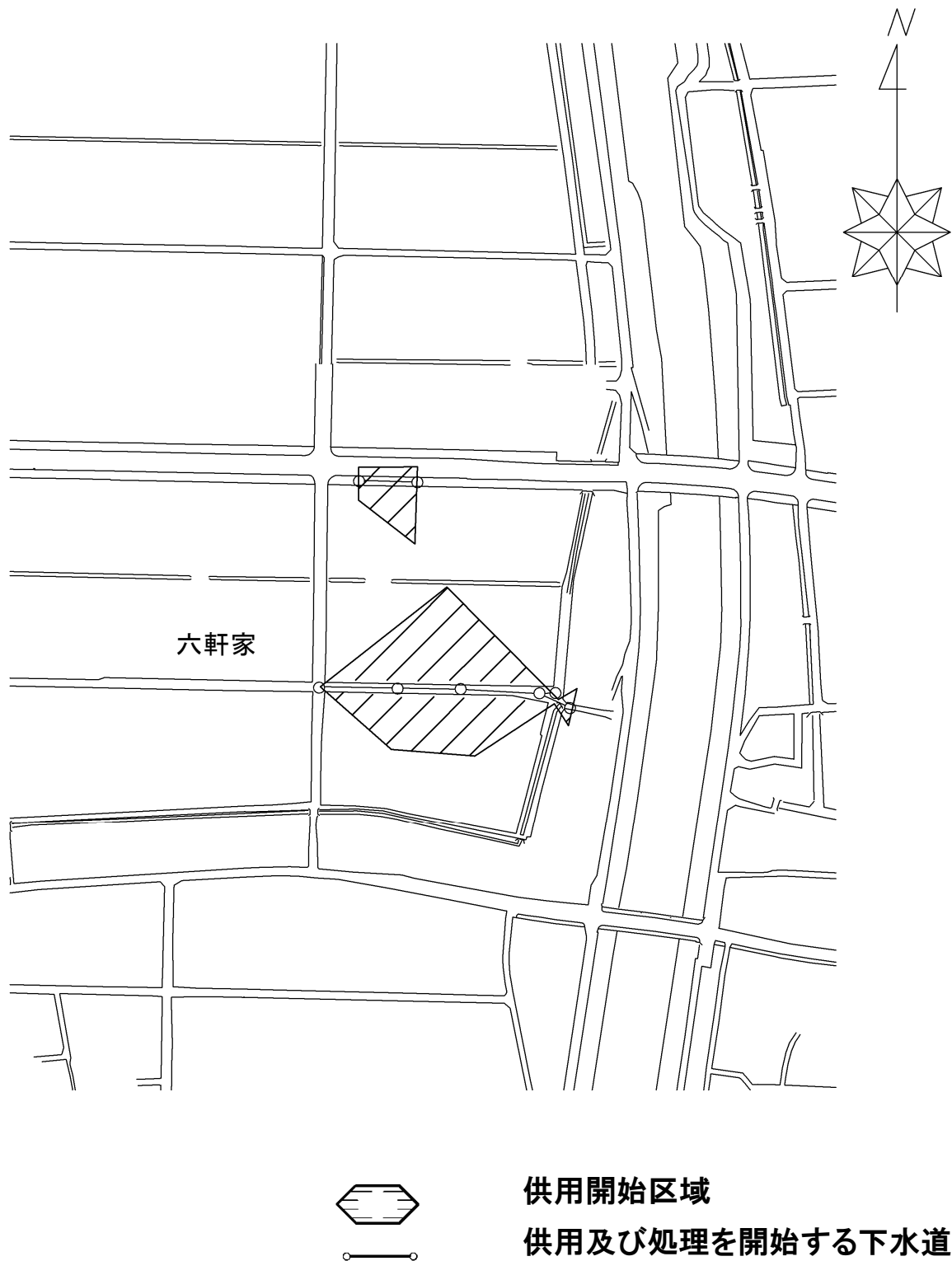


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

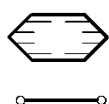
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 6



排水施設の位置図

南区（合流式）



供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

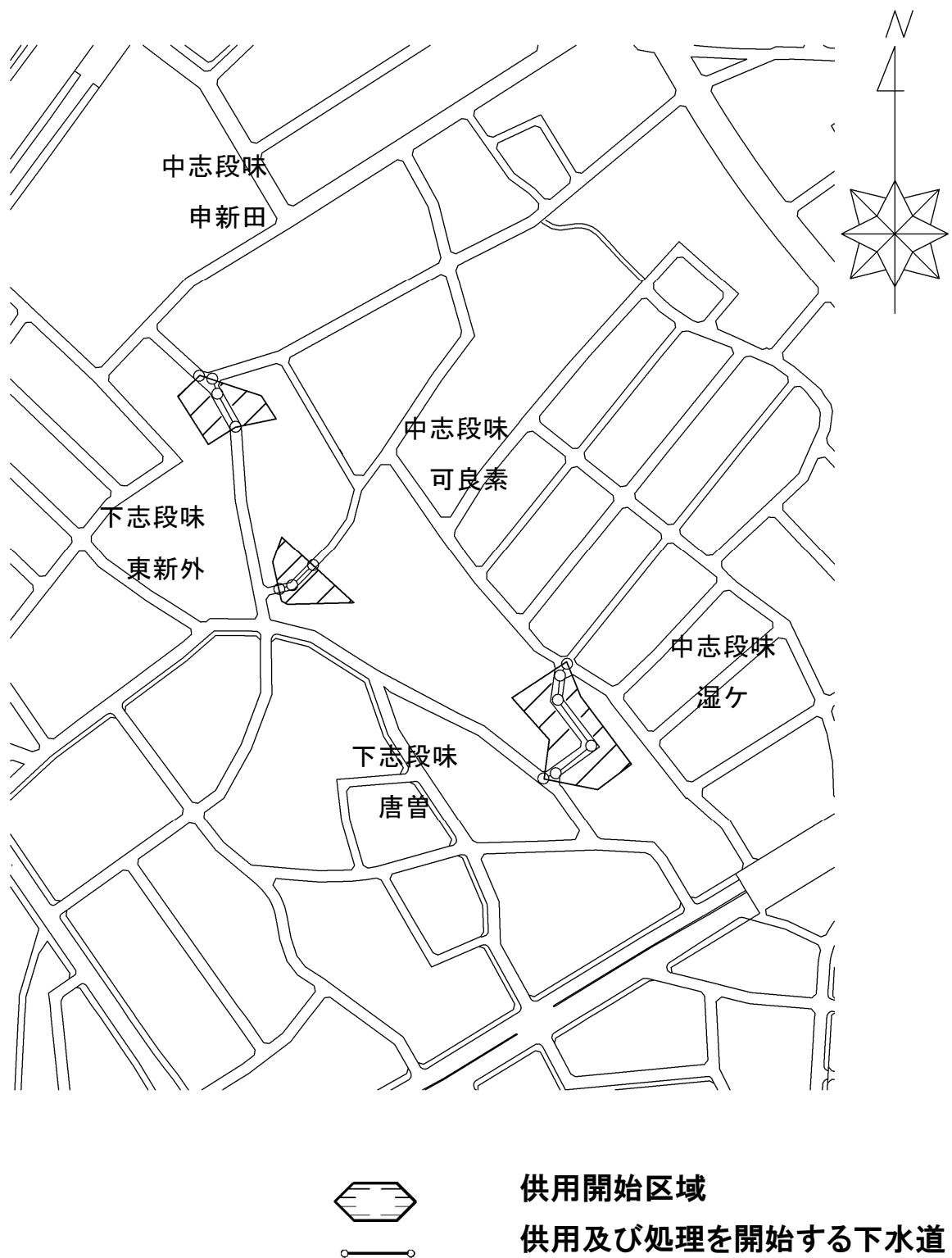
排水施設の位置図

守山区（合流式）



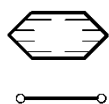
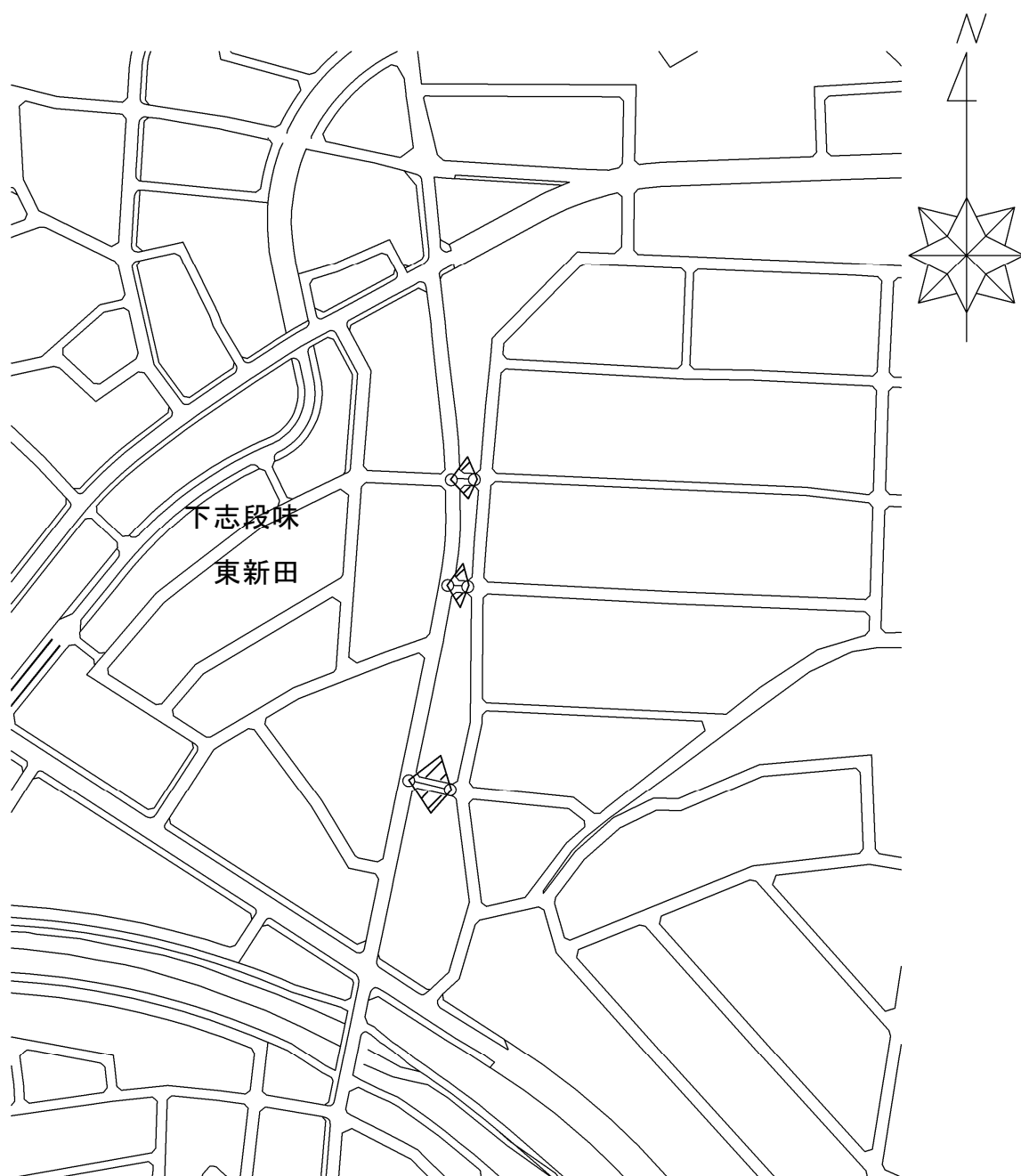
排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 2

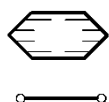
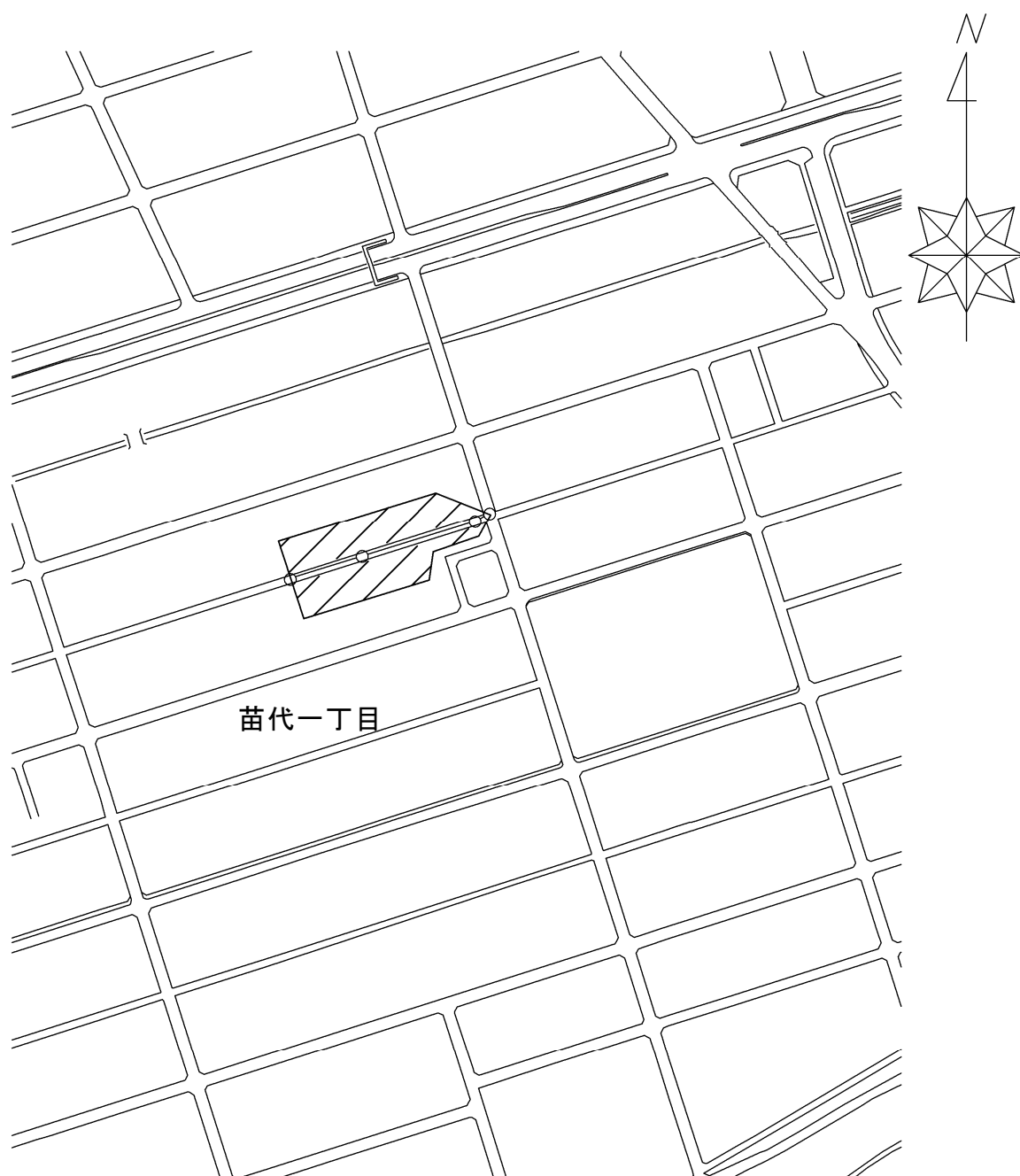


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 3

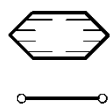
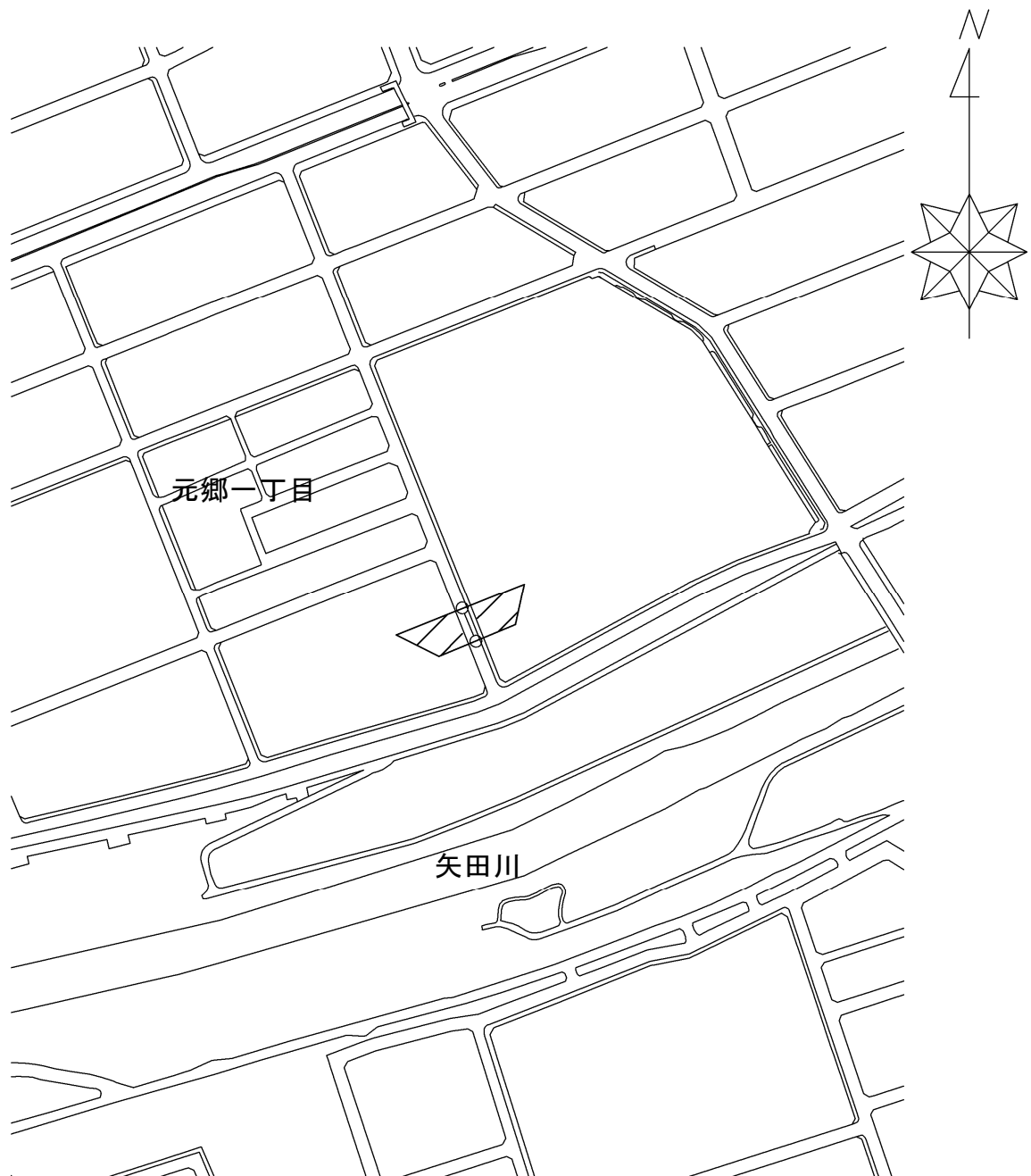


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

守山区（分流式）No. 4

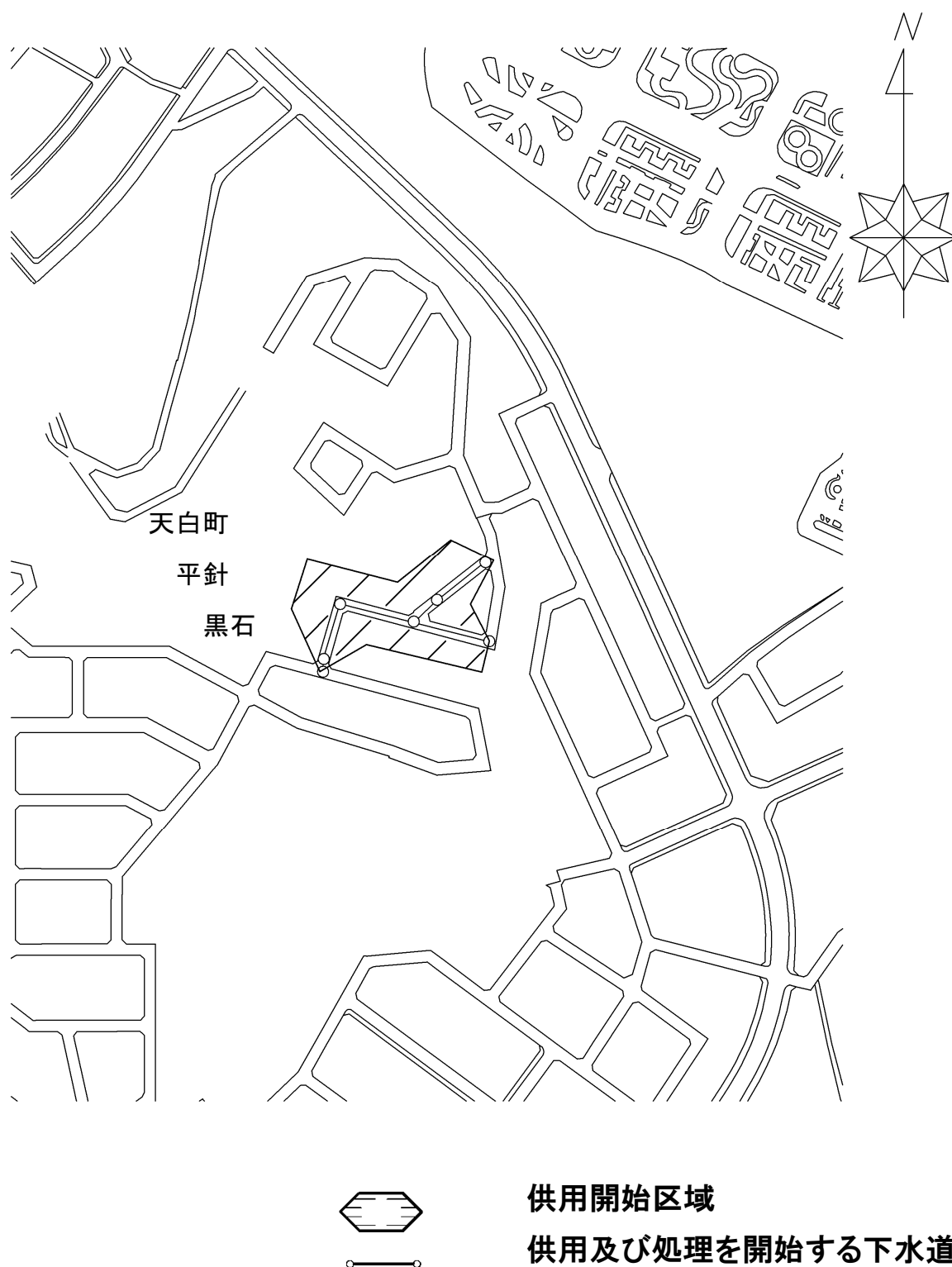


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 1



排水施設の位置図

天白区（分流式）No. 2



農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

令和 2年 6月18日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

令和 2年 6月22日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 西12C会議室

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第34号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第35号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第36号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第37号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第38号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第39号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第 1項の決定について

名古屋市農業委員会事務局農政課